

国立大学法人大分大学における研究成果に対する名称等の掲載に関する規程

令和4年7月20日制定

令和4年規程第75号

(目的)

第1条 この規程は、企業等の製品又は役務の取引に係る媒体に、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の研究成果に関する情報を掲載することにより、その研究成果を社会に広く周知することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 民間企業その他の営利企業又はそれに類する団体をいう。
- (2) 製品等 企業等の提供する製品又は役務をいう。
- (3) 広報物等 企業等の製品等の取引に係る広告、広報宣伝、報告物又はこれらに類する媒体をいう。
- (4) 法人の名称等 研究成果に係る法人の名称等、研究成果に対する職員の所見又は研究成果に係る図表、画像、動画等をいう。

2 前項第4号の法人の名称等として国立大学法人大分大学学章等規程（平成21年規程第49号。以下「学章等規程」という。）に規定する学章等を使用する場合の取扱いについては、学章等規程の定めるところによる。この場合において、学章等規程第7条に規定する許可については、第5条に規定する掲載の許可とみなす。

(掲載上の配慮)

第3条 企業等は、広報物等に法人の名称等を掲載する場合は、法人の尊厳及び品位を損なわないよう配慮しなければならない。

(法人の名称等使用の対象)

第4条 法人の名称等の使用の対象は、企業等が消費者を誘引するための手段として、広報物等に当該企業等が提供する製品等の内容その他製品等の取引に関する事項について行う表示（以下「広告表示」という。）とする。

(掲載許可)

第5条 企業等は、広報物等に法人の名称等を掲載する場合は、事前に学長の許可を受けなければならない。

(掲載の許可基準)

第6条 学長は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する場合は、広報物等に対する法人の名称等の掲載を、企業等に許可することができる。

- (1) 法人の名称等の掲載に係る研究成果が、次のいずれかに該当すること。
 - ア 当該研究成果が、当該企業等との共同研究又は受託研究若しくは受託事業（以下「共同研究等」という。）の契約（以下「共同研究等契約」という。）に基づくものであること。
 - イ 当該研究成果に基づき、法人への知的財産権に係る収入を伴う技術移転契約又は研究成果有体物提供契約（以下「技術移転契約等」という。）が締結されていること。
- (2) 広告表示が、法人の研究成果又は当該企業等と法人との共同研究等成果に基づき、科学的に正確なものであること。
- (3) 法人の研究成果又は当該企業等と法人との共同研究等成果に関するものである旨の広告表示であること。
- (4) 当該製品等に関する法人の関与が、実質的に製品等の単なる効果検証（計測・測定、分析、検査等）である場合は、その旨が明確な広告表示であること。
- (5) 法人又は法人の役員若しくは職員（以下「役職員」という。）が、当該企業等の製品等の取引を推奨している、又は推奨していると誤認され得る広告表示ではないこと。
- (6) 法人が、製造物責任法（平成6年法律第85号）第3条に規定する製造物責任を負う、又は負うと誤認され得る広告表示ではないこと。
- (7) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）、健康増進法（平成14年法律第103号）その他関係法令、ガイドライン等に照らして、疑義を生じる広告表示ではないこと。

（掲載許可の手続）

- 第7条 企業等は、法人の名称等を掲載する場合は、所定の申請書に必要事項を記入の上、広報物等の概要及び広告表示の内容が分かる資料を添えて学長に申請し、その許可を得なければならない。
- 2 学長は、法人の名称等の掲載について、大分大学研究マネジメント機構長（以下「機構長」という。）を経て、前項の申請に基づいて掲載の可否を判断の上、所定の結果通知書により申請者に回答するものとする。
 - 3 前二項の規定にかかわらず、共同研究等契約又は技術移転契約等に係る法人の名称等の掲載の許可に関する手続については、別に定める。

（掲載の変更）

- 第8条 企業等は、許可された法人の名称等の掲載内容又はその条件を変更する場合は、所定の変更申請書に必要事項を記入の上、変更内容が分かる資料を添えて学長に申請し、変更の許可を受けなければならない。
- 2 学長は、機構長を経て、前項の申請に基づいて変更の可否を判断の上、所定の結果通知書により申請者に回答するものとする。

（掲載の取下げ）

第9条 企業等は、掲載期間の終了前に法人の名称等の掲載許可を取り下げる場合は、所定の取下許可届出書に必要事項を記入の上、学長に届け出なければならない。

(許可の取消し又は停止)

第10条 学長は、企業等が法人の名称等を掲載することにより、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、機構長を経て、その掲載許可を取り消し、又は掲載を停止させることができる。

- (1) 法人の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれがあるとき。
- (2) 第3条の規定に違反したとき。
- (3) 第6条に規定する基準を逸脱したとき。
- (4) その他法人の名称等の掲載目的及び方法等が適当でないと認められるとき。

(是正勧告等)

第11条 学長は、役職員であった者が、法人を退職後に広報物等に法人の名称等を掲載していることを確認し、その内容が前条第1号から第4号のいずれかに該当すると認められる場合は、機構長を経て、役職員であった者若しくは法人の名称等を掲載した企業等又は双方に対して是正勧告、掲載中止勧告等を行うことができる。

2 学長は、企業等が役職員の同意を得ずに法人の名称等を掲載させていることを確認した場合は、機構長を経て、名称等を掲載した企業等に対して是正勧告、掲載中止勧告又は注意喚起等を行うことができる。

(掲載料)

第12条 企業等が広報物等に法人の名称等を掲載する場合の掲載料は、無料とする。

(事務)

第13条 研究成果に関する大学名称等の掲載許可に関する事務は、研究推進部産学連携課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、研究成果に関する大学名称等の掲載許可に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和4年7月20日から施行する。